

新潟西商工会だより

新潟市西区内野町537番地 TEL262-2316/FAX262-2305

H31.3月号

URL <http://www.niigatanishi.com>



確定申告はお済ですか？

所得税の確定申告は3月15日(金)が申告納税期限です。また、個人事業者の消費税確定申告は4月1日(月)が申告納税期限です。

※口座振替の手続きをしている方の納税振替日は以下のとおりです。

- ・所得税 口座振替日 … 4月22日(月)
- ・消費税(個人事業者)口座振替日 … 4月24日(水)

事前に預貯金残高を確認するなどして、残高不足にならないようご注意ください。

うちのDE人文字 in 花見 参加者募集

4月14日(日)、桜満開の内野小学校グラウンドで、1,000人の人文字を作り、上空からドローンで撮影します。人文字作りに参加いただける方を募集しています。平成最後の春の思い出の1ページを、みんなで作りませんか？

- ・日時 4月14日(日)14:30集合
- ・場所 内野小学校グラウンド
- ・主催 新潟西商工会 青年部

☎025-262-2316

※詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。



今からでも間に合う！

働き方改革関連法案施行 直前対策セミナー

平成31年4月1日から働き方改革関連法案が順次施行されます。本セミナーでは企業が取り組むべき「働き方改革」対策と、労務トラブル事例を踏まえた実践的な労務管理対策をご紹介します。

【日時】 2019年3月25日(月)13:30~15:30

【会場】 新潟県商工会連合会7階会議室

【講師】 社会保険労務士 相馬篤哉 氏

【定員】 先着100名(1社2名まで)

【締切】 2019年3月22日(金)

※定員になり次第締切

【主催】 新潟県商工会連合会

※参加は無料です

※申込は同封の案内チラシ裏面の参加申込書にてお申込みください。

セミナーの内容

- ◆待ったなしの年休5日取得義務！その対策は？
- ◆法改正に対応する労働時間管理とポイント
- ◆「働き方改革」関連法改正の概要と企業の課題など

サブロク協定をご存知ですか？

時間外労働を行うには、サブロク(36)協定が必要です。

○労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。

○「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働(残業)をさせる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定(36協定)の締結、労働基準監督署への届出が必要です。

○36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。

時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方が36協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。

36協定を結ばないまま法定労働時間を越えた労働(残業)が行われる場合も見受けられますが、これは法令上問題があります。36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていただくようお願いいたします。

商工会では書類の作成支援を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

★新潟労働基準監督署 TEL 025-288-3571

平成30年度補正**「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の公募が開始されました**

新製品開発のための製造機械の購入や効率的な最新の加工機等の購入、システム構築費用などを支援し、中小企業の生産性向上を図ります。

【対象事業者】

中小企業・小規模事業者等（3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画が必要です。）

【補助額、補助率】

	上限額※1	補助率
一般型	1000万円	1/2※2
小規模型	500万円	小規模事業者 2/3 その他事業者 1/2※2
企業間データ活用型	2000万円 ／者※3	1/2※2
地域経済牽引型	1000万円 ／者	1/2※4

※1 専門家を活用する場合、上限額 30万円アップ

※2 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定、又は中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たすものは補助率 2/3

※3 連携体は10者まで(200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能)

※4 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率 2/3

【公募期間】

受付開始 2019年2月18日

第一次締切 2019年2月23日 ……終了

第二次締切 2019年5月8日(水)【消印有効】

【お問合せ先】

新潟県地域事務局 ものづくり補助金事業推進室

新潟県中小企業団体中央会

TEL 025-211-8091

HP <http://www.chuokai-niigata.or.jp/mono/H30/index.html>

採択事例は、下記HPから確認できます。

<http://www.monodukuri-hojo.jp>

商工会は事業を営む方々を応援します**経営に関するどんなことでもご相談ください！！**

～各種共済制度では

★商工貯蓄共済制度

商工貯蓄共済は、貯蓄・融資・生命保障(死亡・高度傷害)の3つを組み合わせた共済制度です。病気やケガで入院・手術時に保障する医療保障も特約でご加入できます。毎月の掛金は、1口 2,000円(20口まで)から。

★全国商工会会員福祉共済制度

障害プランは、職種・年齢・性別問わず、月額 2,000円から。さらに医療特約(月額 1,000円)を追加すれば、病気での入院も補償します。仕事中はもちろん、交通事故や家庭内でのケガ・病気など幅広く対応しており、商工会員とその従業員、商工会役職員(すべてご家族含む)が対象です。がん重点補償プランもあります。

★小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、個人事業をやめられたとき、会社等の役員を退職したとき、個人事業の廃業などにより共同経営者を退任したときなどの生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度です。掛金は毎月 1,000円～70,000円の範囲内で自由に選べ、全額所得控除となります。

★経営セーフティ共済(倒産防止共済)

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度です。掛金月額は、5,000円～20万円までの範囲で自由に選べ、掛金総額が800万円になるまで積み立てられます。売掛金債権等が回収不能となった場合、掛金の10倍の範囲内で貸付が受けられます。掛金は税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に参入できます。

★中小企業PL保険制度

PL保険制度に加入した中小企業の皆様が、日本国内で製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の財物を壊したりするような物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことによって、法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金をお支払いいたします。

★火災共済・生命傷害共済・自動車共済も取り扱っております